

家庭の役割

家庭の力



このリーフレットは、保護者の皆さんが、子どもからいじめに関して打ち明けられた場合、どのように対応したらよいかなどについて、考えていくきっかけになることを願って作成しました。

いじめにより、一生拭いきれない心の傷を負ったり、場合によっては、かけがえのない命を自ら絶つという、あってはならない事態が起こったりすることのないよう、いじめの早期発見・早期解消に向け、ご活用ください。

vol. 2

家庭におけるいじめへの対応

<保護者の関わりが大切です！>

いじめは、「どの学校でも、どの子どもにも起こり得る」という認識のもと、家庭においても、「どのような理由があっても、いじめは人間として絶対に許されない」ということをしっかりと教え、万が一、いじめがあった場合には、保護者がいじめられている子どもにしっかりと寄り添い、徹底して守り抜く姿勢を示しましょう。

<あなたの声かけを待っています！>

いじめられている子どもは、親や先生に打ち明けることで、いじめがさらにエスカレートすることを恐れ、声をあげられずにいます。

また、いじめを傍観している子どもは、いじめられている子に声をかけたり、先生に報告したりすると、次は自分がいじめられるという不安から、無関心を装っています。

■いじめとは ■

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」です。起こった場所は、学校の内外を問いません。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことが大切です。

文部科学省

「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

◆ 学校の電話番号

◆ 相談機関の電話番号

最終ページに、電話相談窓口一覧を掲載しました。

『家庭の役割 家庭の力』（平成19年3月）もご活用ください。（下記アドレスからダウンロードできます。）
<http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/grp/ijimerifu1.pdf>

いじめについて打ち明けられたら…

◆ いじめられている と打ち明けられたら…

○ 子どもの心と体を守ることを第一に考えましょう。

- 子どもに寄り添い、「絶対に守る」という強い意志を示す。
- いじめの内容を、無理に聞き出そうとしない。

○ 子どもを孤立させないようにしましょう。

- 「あなたの味方である」というメッセージを伝え、安心感を与える。
- 子どもの立場に立って話を聞く。
- 「あなたにも非がある」「お前が強くなればいい」とは絶対に言わない。
- 必要に応じて登下校時に送迎したり、外出時に付き添ったりする。

○ 子どもと触れ合う機会を大切にしましょう。

- 家の中では、明るく、楽しく、子どもと過ごす時間をたくさんもつ。
- 子どもが発するサインを敏感に受け止める。

○ 子どもの気持ちを受け止め、学校や関係機関へ相談しましょう。

- 解決に当たって、学校などに相談する必要があることを丁寧に説明し納得させる。
- 相談相手や相談方法は、子どもの希望を優先する。
- いじめている子どもの保護者とは、学校や相談機関などと相談しながらかわる。



◆ 「死にたい」とほのめかす など、命の危険を感じたら…

○ 生命の安全を最優先に考えましょう。

- 子どもに寄り添い、「あなたを助ける」という強い覚悟を、言葉に出して示す。
- 助けを求めることは、「あなたが弱いからではない」ことを説明する。
- 一人にしないで寄り添うとともに、他からも適切な援助を求める。

○ 子どもに寄り添い、気持ちを傾聴しましょう。

- 「大丈夫、頑張れば元気になる」「死ぬなんてバカなことを考えるな」など、安易に励ましたり、叱ったりしない。
- そうせざるを得なかった、それしか思いつかなかった状況の理解に努める。
- 「よく話してくれたね」など、勇気を出して打ち明けてくれたことを認める。
- 「死にたいと思うほど大変なことがあったんだね」「話せるところから話してくれるかな」など、子どもが思いを十分に打ち明けられるようにする。

○ 子どもの気持ちを受け止め、学校や関係機関へ相談しましょう。

- 生命の危険がない場合は、本人の納得の上、学校や関係機関と連携し、希望に添った対応をすることを約束する。

◆ いじめている ことが分かったら…

○ いじめを容認しない強い意志を示しましょう。

- いじめていることを認めた場合は、その勇気をしっかり受け止める。
- いじめは「人間として絶対に許されない」ことを毅然として伝える。
- いじめという行為は否定するが、子ども的人性は否定しない。
- どのように責任を取ればよいか、子どもと一緒に考える。

○ 直ちにいじめをやめさせましょう。

- 行為がいじめに当たるかどうかではなく、相手がつらい思いをしていることを伝え、いじめをやめさせる。
- 被害者に謝罪する。
- 保護者としての謝罪の姿勢を子どもに見せる。

○ いじめを繰り返さないように子どもの気持ちを受け止めましょう。

- いじめを行うことになったきっかけや気持ちなど、本人の言い分を十分に聞き取る。
- いかなる理由があっても、被害者に非はないことを認識させる。
- いじめた行為を償う気持ちや繰り返さない気持ちになるまでかわり続ける。

○ 直ちに学校へ報告しましょう。

- 解決に当たって、学校などに報告する必要があることを丁寧に説明し納得させる。
- 指導方針や謝罪方法などは、学校と十分連携して進める。

◆ いじめの傍観者である ことが分かったら…

○ いじめを容認しない強い意志を示しましょう。

- いじめは「人間として絶対に許されない」ことを毅然として伝える。
- 周りではやし立てることや見て見ぬふりをすることは、いじめることと同じであることを伝える。
- いじめという行為は否定するが、子ども的人性は否定しない。
- 今後、どのような行動をとればよいか、子どもと一緒に考える。

○ いじめは許されないということを理解させましょう。

- 傍観者となった理由やいじめの場面で感じたことを十分に聞き取る。
- いかなる理由があっても、被害者に非はないことを認識させる。

○ 直ちに学校へ報告しましょう。

- 学校などに報告する必要があることを丁寧に説明し納得させる。
- 指導方針や謝罪方法などは、学校と十分連携して進める。



相談できる機関があります

「学校には相談しにくい」「他の意見も聞いてみたい」というときには、下記の機関でも相談できます。

	相談窓口	電話番号	相談時間等
相談電話	<道立教育研究所> 教育相談電話	0120(3882)56	毎日 24時間
		0120(3882)86	月～金 10:00～17:00
	<道立特別支援教育センター> 教育相談電話	011(612)5030	月～金 9:00～17:00
	<北海道警察本部> 少年相談110番	0120(677)110	月～金 8:45～17:30
	<法務省> 「子ども人権110番」	0120(007)110	月～金 8:30～17:15

	相談窓口	メールアドレス
メール 相談	<道立教育研究所> メール相談	doken-sodan@hokkaido-c.ed.jp

各管内（教育局）の教育相談電話【月～金 8:45～17:30】

相談窓口	電話番号	相談窓口	電話番号
空知教育局	0126-22-3912	上川教育局	0166-46-5243
石狩教育局	011-221-5297	留萌教育局	0164-42-5717
後志教育局	0136-22-2222	宗谷教育局	0162-33-7630
胆振教育局	0143-22-6594	赤松教育局	0152-44-7262
日高教育局	0146-22-1325	十勝教育局	0155-23-4950
渡島教育局	0138-47-9177	釧路教育局	0154-43-1475
檜山教育局	0139-52-1123	根室教育局	0153-23-2715

児童家庭支援センター【毎日 24時間】

管内	相談窓口	電話番号
空知	光が丘子ども家庭支援センター	0126-22-4486
石狩・後志	エンゼルキッズこども家庭支援センター	011-372-8341
胆振・日高	日高子ども家庭支援センター	0146-24-4050
渡島・檜山	児童家庭支援センターくるみ	0138-46-5095
上川・留萌・宗谷	美深子ども家庭支援センター	01656-9-2500
オホーツク	子ども家庭支援センターオホーツク	0158-45-3211
十勝	十勝こども家庭支援センター	0155-22-3322
釧路・根室	釧路こども家庭支援センター	0154-32-1150
札幌市	興正こども家庭支援センター	011-765-1000
	羊ヶ丘児童家庭支援センター	011-854-2415